

1 緑の基本計画について

1-1) 「緑の基本計画」とは？

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第4条)

策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう、また、計画は公表するよう努めることになっています。

1-2) 計画の系譜・位置付け・目標年次

① 計画の系譜

旭川市では、昭和59(1984)年に各種緑化施策の指針となる「旭川圏緑のマスタープラン」を策定し、昭和62(1987)年に「グリーン旭川21計画」、平成4(1992)年には「旭川市総合緑化計画」を策定して、緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。

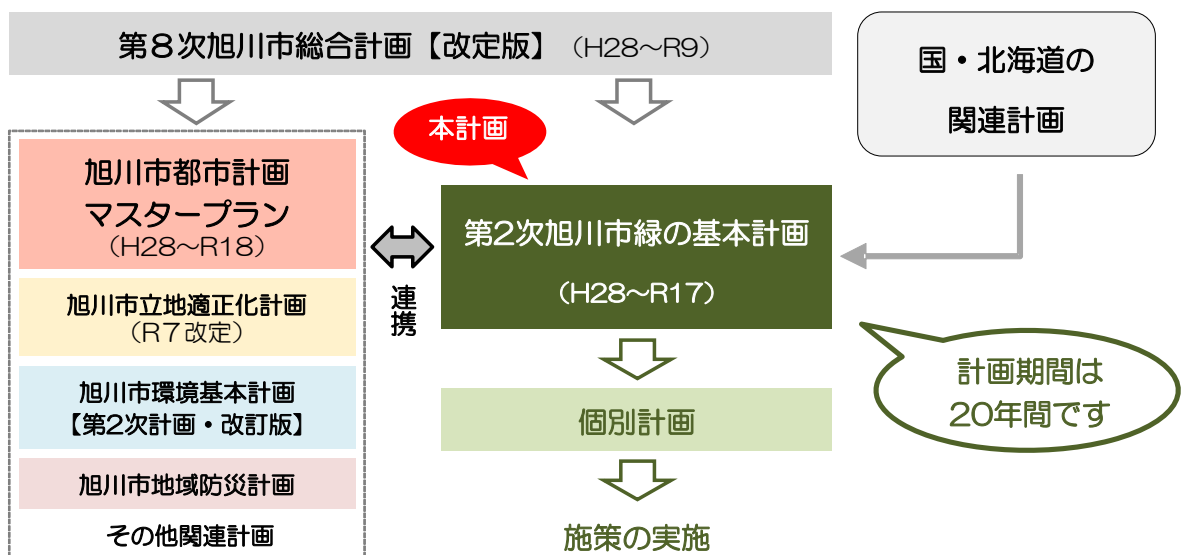
緑の基本計画は、都市緑地法に基づく法定計画であり、旭川市の緑の将来像を定める緑の総合計画として、平成8(1996)年に「旭川市緑の基本計画」を策定し、平成28(2016)年には現在の「第2次旭川市緑の基本計画」を策定しましたが、計画策定から約10年が経過したことから、この間の社会情勢や市民ニーズの変化、緑を取り巻く法改正などへの対応や緑に関するデータの更新を図りながら、現計画の改定を行っています。

② 計画の位置付け

旭川市緑の基本計画は、「第8次旭川市総合計画【改定版】」を具体化する部門別計画のひとつと位置付けられるものです。

③ 計画の目標年次

本計画の目標年次は、令和17(2035)年とします。

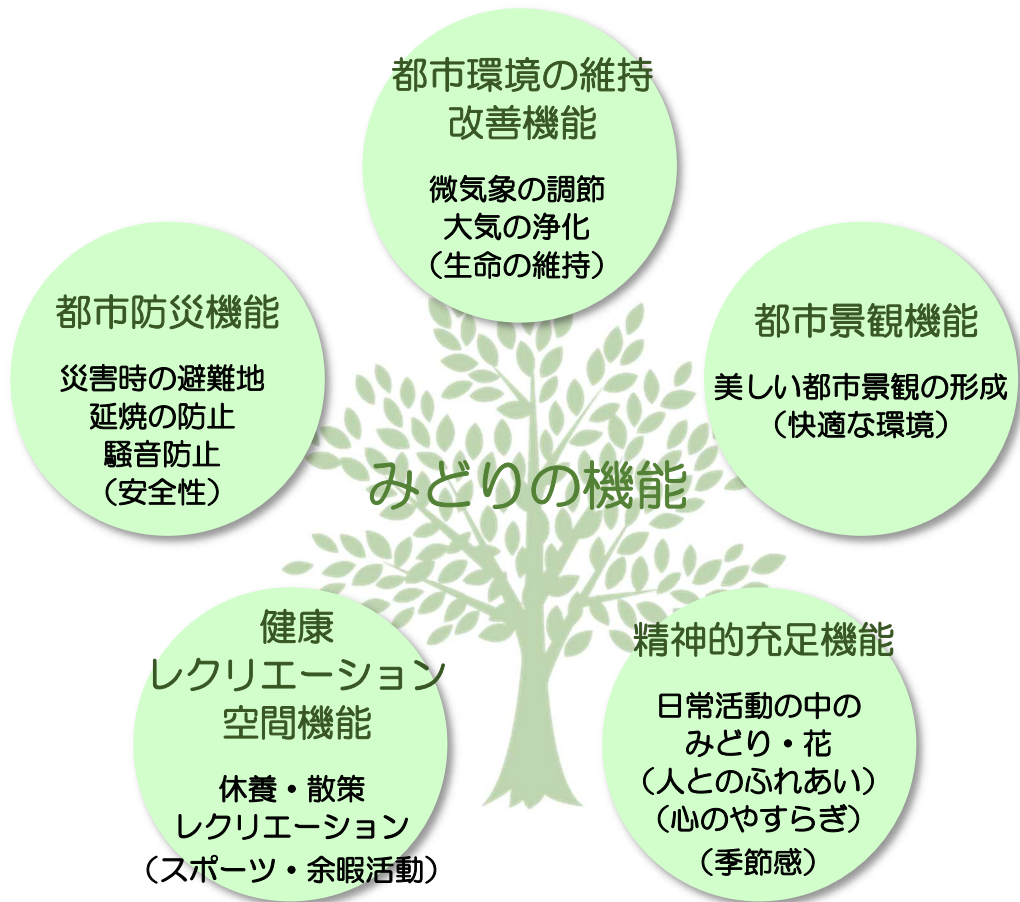


1-3) 緑の基本計画策定の意義

緑の基本計画は、①みどりのはたらきを理解し、②計画制度の変遷と③わが国のみどりの政策的課題を踏まえ、計画づくりを進めていく必要があります。

①みどりのはたらき

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するために最も大きな要素の一つです。都市におけるみどりの役割や機能は、大きく次の5つに区分することができます。



また、都市空間におけるみどりは、このような機能的な役割以外にも、絵画や写真作品などの芸術のモチーフとなったり、コミュニティのシンボル、あるいは都市文化の成熟度の指針とされるなど、大きな意味を持っています。みどりは、誇りと愛着のあるまちづくりにとって不可欠なものです。

②制度の変遷

「緑の基本計画」に関する国の制度は、次の変遷を経ていきます。

H6 「都市緑地保全法」改正による緑の基本計画制度の創設

H16 「都市緑地法」へ名称改正、緑の基本計画の項目拡大

H23都市緑地法運用指針の参考資料として「**緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項**」を公表

H25 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によると都市緑地法の一部改正及び都市緑地法運用指針の改正

(都市における緑地の保全及び緑化の推進の意義、地方公共団体の任務等、社会資本整備総合交付金の緑地保全等事業の活用、特別緑地保全地区に関する事項等)

R6 都市緑地法等の一部改正

(国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み)

③緑の基本計画改定の必要性

本市の緑の基本計画は、平成28（2016）年に策定され、令和17（2035）年を計画の目標年次としています。しかしながら策定から10年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の発生など社会や環境の変化が進み、社会的、自然的背景が変化する中で、都市において、公園や緑の役割、課題が複雑化している状況にあります。

[改定の背景]

●自然的背景

- ・温暖化による気候変動の顕在化
- ・集中豪雨、集中的な降雪など、これまで以上の自然災害の拡大
- ・ヒグマやエゾシカなどによる被害の懸念 など

●社会的背景

- ・人口減少傾向の継続と中核都市における人口流出抑制の現状
- ・社会資本の更なる維持保全対策の強化
- ・子ども、子育て、教育環境の充実化への社会的要請
- ・コロナ禍後の観光産業への期待
- ・新たなスポーツに触れる機会の拡大などスポーツへの期待の高まり
- ・DX や ICT の進展 など

[その他の改定に際して考慮する背景]

●市民意識（みどりの市民アンケート）

- ・みどりに触れる機会への参加に対する市民の興味関心の持続
- ・大きな公園など骨格となるみどりづくりへの取組
- ・公園の安全安心に対する市民の期待 など

●計画の進捗

- ・公共施設全般の改築・修繕の増加に伴う緑化推進への期待